（美容師法施行規則の一部改正）

第六条　美容師法施行規則の一部を次のように改正する。

第十二条中「保健　香粧品化学　美容の物理・化学　文化論　美容技術理論　美容技術理論　運営管理」を「美容保健　美容の物理・化学　美容文化論　美容技術理論　美容技術理論　運営管理」に改める。

（美容師養成施設指定規則の一部改正）

第七条　美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（理容修得者課程）

第一条の二　法第四条第四項に規定する昼間課程、夜間課程又は通信課程には、昼間課程又は夜間課程に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設において理容師になるのに必要な知識及び技能を修得していない者を対象とする教科課程を設けている場合に限って、当該理容師養成施設において理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第十一条前段に規定する期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者を対象とする教科課程（以下「理容修得者課程」という。）を設けることができる。

第二条第二項中「以上の養成課程」の下に「又は同一の養成課程に教科課程が異なる二以上の教科課程」を、「事項」の下に「（同一の養成課程に教科課程が異なる二以上の教科課程を設ける場合は当該教科課程ごとに異なる事項に限る。）」を、「それぞれの養成課程」の下に「又は教科課程」を加える。

第三条第一項第一号ロに次のただし書を加える。

ただし、理容修得者課程の修業期間は、一年以上であること。

第三条第一項第一号ハ中「別表第二」の下に「（理容修得者課程については別表第一の二）」を加え、同号ヘ中「、五人」の下に「。ただし、昼間課程に理容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人」を加え、「教員数」を「これらによって算出された人数」に改める。

第三条第一項第二号ロ中「、四人」の下に「。ただし、夜間課程に理容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人」を加え、「教員数」を「これらによって算出された人数」に改める。

第三条第一項第三号ロに次のただし書を加える。

ただし、理容修得者課程の修業期間は、一年六月以上であること。

第三条第一項第三号ハに次のただし書を加える。

ただし、通信課程に理容修得者課程のみを設ける場合の専任の者の数は、生徒二百人以下の場合は一人、二百人又はその端数を超えるごとに一人を加えた数であること。

第三条の二の表第三条第一項第一号への項の中欄中「、五人」の下に「。ただし、昼間課程に理容修得者課程のみを設ける場合においてその数が二人未満であるときは、二人」を加え、「教員数」を「これらによって算出された人数」に改め、同項の下欄中「、五人」の下に「。ただし、理容修得者課程の教科課目と理容師養成施設指定規則第二条第四項に規定する美容修得者課程の教科課目のみで同時授業を行う場合においてその数が二人未満であるときは、二人」を加え、「教員数」を「これらによって算出された人数」に改め、同表第三衛生管理美容保健の項の項の上欄中「美容保健」を「保健」に改める。

第五条第二項中「設けようとするとき」の下に「（新たに理容修得者課程を設けようとするときを含む。）」を加え、同条第三項中「一部を廃止」の下に「（理容修得者課程の一部又は全部を廃止する場合を含む。）」を加える。

別表第一中

美容保健	四単位以上
美容の物理・化学	三単位以上
美容文化論	三単位以上
美容技術理論	四単位以上
美容運営管理	二単位以上
美容実習	二十七単位以上

を

保健	三単位
香粧品化学	二単位
文化論	二単位
美容技術理論	五単位
運営管理	一単位
美容実習	三十単位

に、「選択必修課目」を「選択課目」に改める。

別表第一の次に次の表を加える。

別表第一の二

課目		単位数
必修課目	美容技術理論	四単位以上
	美容実習	二十三単位以上
小計		二十七単位以上
選択課目		七単位以上
合計		三十四単位以上

備考　単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、三十時間から四十五時間までの範囲で美容師養成施設が定める授業時間をもって一単位とする。

別表第三衛生管理美容保健の項の上欄中「美容保健」を「保健」に改め、同項の下欄第八号を次のように改める。

八　美容師の免許を受けた後、実務又は美容師養成施設において上欄の課目の教育に関する業務に従事した期間が通算して四年以上になる者であって、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了したもの